

P C B廃棄物処理事業の推進について

環境省産業廃棄物課

- ポリ塩化ビフェニル（P C B）は、絶縁性、不燃性などの特性により、トランス、コンデンサといった電気機器をはじめ幅広い用途に使用されてきたが、昭和43年にカネミ油症事件が発生するなど、その毒性が社会問題化し、我が国では、昭和47年以降その製造は行われていない。
- 一方、既に製造されたP C Bを処分するため、民間主導によるP C B処理施設の設置の動きが幾度かあったが、施設の設置に関し住民の理解が得られなかったことなどから、長期にわたり処理が行われず、結果として保管が続いている状況にあった。この間、紛失したり、行方不明になったトランスなどもあることが判明し、P C Bによる環境汚染が懸念された。
- 世界的にも、一部のP C B使用地域から、北極圏など全く使用していない地域への汚染の拡大が報告されたことなどを背景として、国際的な規制の取組みが始まり、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（P O P s 条約）が発効している。
- 欧米諸国では、既にP C B廃棄物の処理が進んでおり、我が国においてもP C B廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、確実かつ適正な処理を推進することが急務となり、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」及び「環境事業団法の一部を改正する法律」が公布された。
- これらの法律の施行により、P C B廃棄物を保管する事業者に一定期間内にP C B廃棄物を適正に処分することなどが義務付けられ、その義務を履行するためには、早期に処理施設が設けられる必要があることから、国も一定の関与を行い処理体制を整備すべく、環境事業団のP C B廃棄物処理事業を承継した日本環境安全事業株式会社（J E S C O）を活用したP C B廃棄物の拠点的な処理施設の整備を進めることとなった。
- 平成16年12月には北九州事業において、平成17年9月には豊田事業において、同年11月には東京事業において、平成18年10月には大阪事業において、それぞれ処理を開始したほか、北海道事業においては、本年秋を目途に処理を開始する予定となっている。
- これらの施設整備においては、高圧トランス、高圧コンデンサ等の高濃度のP C Bを含有する廃棄物の処理を対象としているが、平成18年度からは、北九州事業において、小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥といったP C B汚染物等の処理施設の整備を進めているところである。
- 本年度は、北九州事業におけるP C B汚染物等の処理施設の整備を引き続き進めるとともに、北海道事業におけるP C B汚染物等の処理施設の設計に係る予算を計上しており、地元自治体をはじめとする関係者と調整を行いながら、北海道事業の施設整備を進めていきたいと考えている。

北海道PCB廃棄物処理施設の増設に係る前提条件（案）について

○増設施設の設置場所

北海道室蘭市（現在建設中の施設の近傍を想定）

○処理対象物

小型電気機器、感圧複写紙、ウエス、汚泥等

○処理対象区域

北海道並びに東北地域、北関東地域、甲信越地域及び北陸地域の15県

○処理方式

検討中

○検討事項（必要手続き）

- ・国のPCB廃棄物処理基本計画の変更
- ・JESCOの事業基本計画の変更、北海道事業部会における検討及び増設工事に係る発注手続き

PCB廃棄物処理の優先順位について

第一段階

(優先的に処理すべきPCB廃棄物)

- 高圧トランス・高圧コンデンサ
 - ・1台あたりのPCB含有量が極めて多い
 - ・紛失不明の懸念が大きい



環境への影響が極めて大きい

自社処理

(自社処理が原則のPCB廃棄物)

- 柱上トランス
- 廃PCB等(柱上トランスからの抜取り分)
 - ・電力会社による自社処理進展
- 廃PCB等(主に大量保管企業分)
 - ・各企業による自社処理進展

第二段階

(上記を優先としつつ適宜処理すべきPCB廃棄物)

- 低圧トランス・低圧コンデンサ、安定器等
- 感圧複写紙
- ウエス、汚泥等
 - ・PCB含有量が少ない

第三段階

- 微量PCB混入廃電気機器
 - ・微量のPCBが混入
 - ・技術的に安全・確実で、特性を踏まえた処理方策を検討
- 焼却処理実証試験を実施

日本環境安全事業株式会社のPCB廃棄物処理施設

